

金融庁のデータ活用高度化の取組み

金融庁データ分析統括室長
チーフ・データ・オフィサー

村木 圭

1. 背景・問題意識

これまでのデータの収集、分析手法

【オフサイト】(定期的又はアドホック)

金融機関やリスクカテゴリーごとに集計された経営指標・財務指標

【オンサイト】(スポット)

個別融資先等の詳細な情報

検査・監督のアプローチが、
オン・オフ一体の継続的なモニタリングにシフト

分析高度化の3つの方向性

広く

個別金融機関の健全性に留まらず、実体経済と金融システムとの関係、金融システム内の連関性等に着目したマクロな視点での分析

深く

企業や市場参加者の状況をきめ細やかに把握するため、これまでより粒度の高いデータを活用した様々な切り口からの分析

タイム
リーに

経済環境や市場動向の変化を把握し、機動的な対応につなげるため、継続的かつタイムリーな分析

2. データ活用高度化に向けた2つの柱

データ活用的高度化で目指すもの

データを活用したモニタリングを通じて、政策立案・監督の基盤となる、**個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握**する

データ分析力向上

データ利活用の推進・高度化等を通じて、意思決定の過程で活用できる質の高い分析を継続的に生み出す。

主な検討項目

- (1) **データ活用の促進:**
政策立案やモニタリングのためのデータ分析の裾野の拡大
- (2) **分析の高度化:**
粒度の高いデータ(例:債務者明細や取引明細データ)等の利活用方法や分析手法の研究
- (3) **人材育成・データスキルの底上げ**



データ戦略

金融機関負担に配慮しつつ、モニタリングの高度化のため、収集データの量・質・タイムリーさを向上させる。

主な検討項目

- (1) **金融機関の既存の規制報告負担の軽減**
- (2) **データ収集・管理の枠組みの改善**
- (3) **必要なデータの探索**

⇒ 日本銀行と連携した、新たなデータ収集・管理の枠組み(いわゆる共同データプラットフォーム)の構築の検討

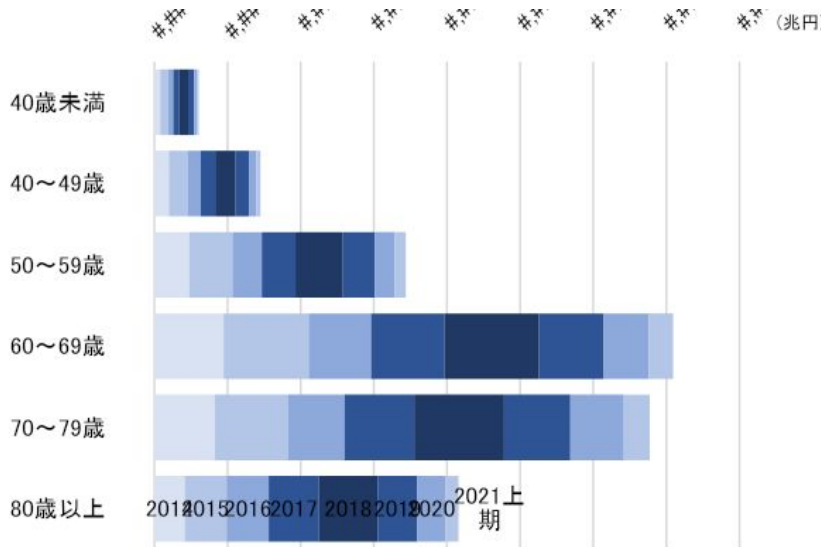
3. データ分析力向上①: データ分析プロジェクト

- 2020年度より、データ活用の促進及び職員の分析力向上のため、職員が自主的に政策立案やモニタリングのためにデータ分析を行うこと(データ分析プロジェクト)を支援する取組みを開始(昨年度登録件数27件)。
- 本年度は、分析フレームワークや分析手法に関する研修や学識経験者等からのサポート等を充実させ、分析の質の向上を図ることを目指している。

2021事務年度に実施した分析プロジェクトの主な例

① 外貨建て保険の契約動向の実態把握

2014年度～2021年度上期における、金融機関の外貨建て保険の顧客年齢別販売額

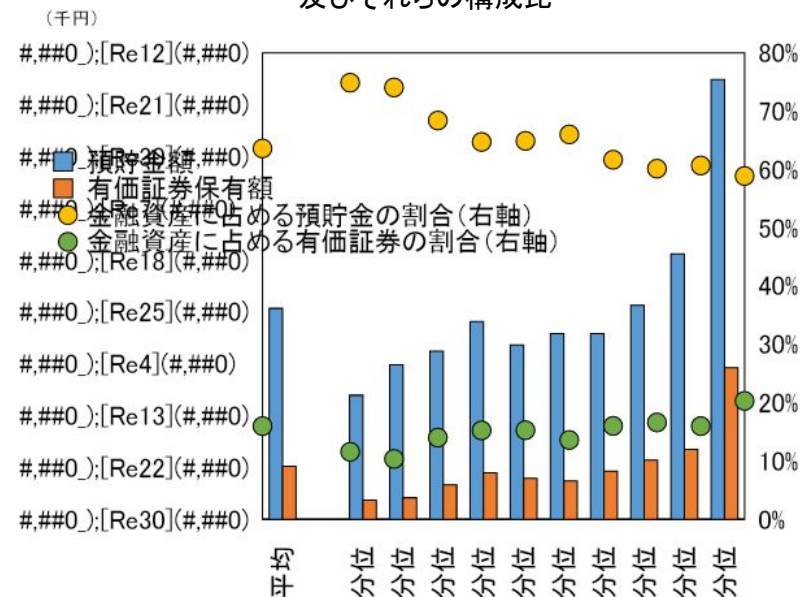


(注) 販売データは毎年の金融機関を通じて販売した件数のうち上位を占める保険会社のものであり、全販売件数の90%台後半程度である点に留意

(資料) 保険会社の販売データより金融庁作成

② 家計金融資産構造の分析

各所得階層における預貯金と有価証券保有額及びそれらの構成比



(注) 平均の「金融資産に占める預貯金の割合」「金融資産に占める有価証券の割合」は、それぞれ「預貯金額の全体平均 / 粗金融資産の全体平均」「有価証券保有額の全体平均 / 粗金融資産の全体平均」

(資料) 2019年全国家計構造調査より金融庁作成

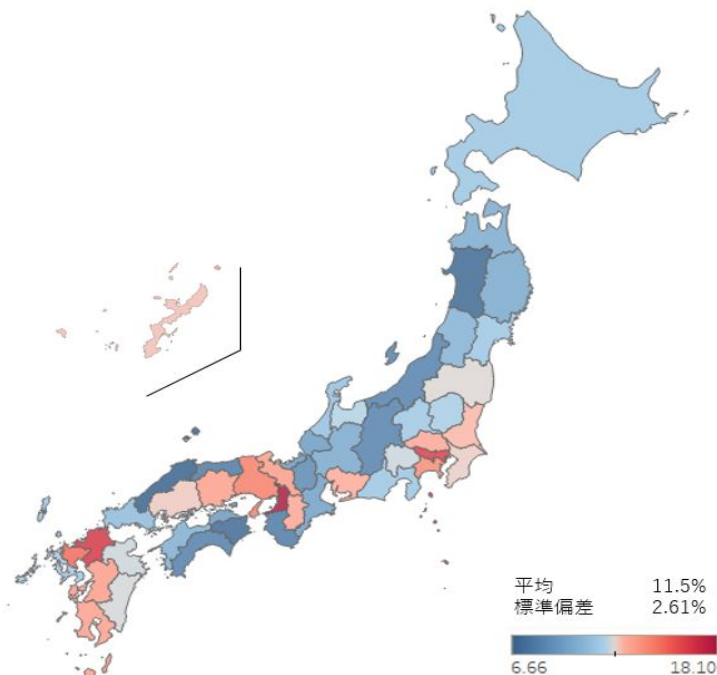
4. データ分析力向上②

- さらに、データ分析の高度化の観点から、**粒度の高いデータ(例:債務者明細や取引明細データ)の利活用方法や分析手法の研究**も進めている。

2021事務年度に実施した分析プロジェクトの主な例(続き)

③ 金融機関－企業間の取引関係の変化の分析

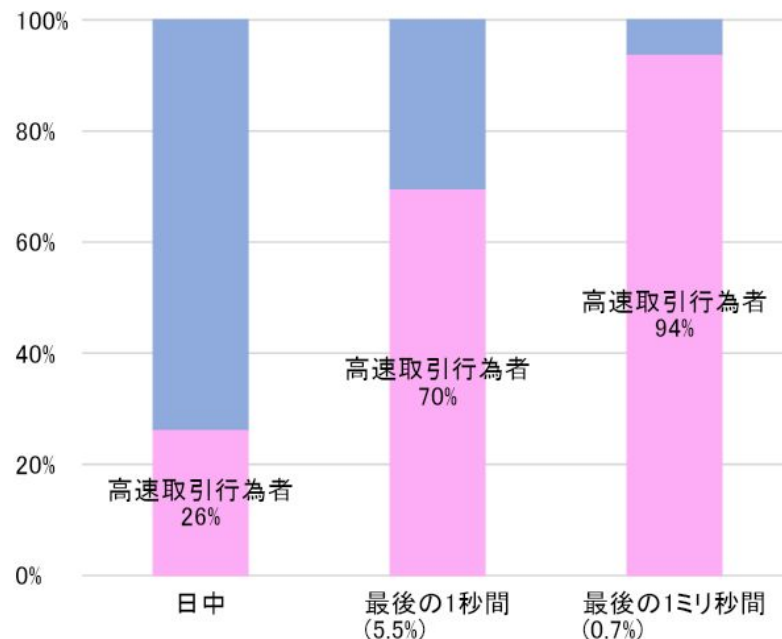
各都道府県所在企業のメインバンク変更率



(注)メインバンク変更率は「各都道府県所在の企業全体に占めるメインバンクを変更した企業の割合」。2009年と2019年にデータが存在する株式会社又は有限会社約 70万社が対象。
(出所)帝国データバンクデータより金融庁作成

④ 大引け間際の株式取引動向の分析

時刻別の引け条件付き注文の主体別件数割合



(注1)分析対象は東京証券取引所の上場銘柄。高速取引行為者等とは、金融商品取引法第2条第42項に定める者(高速取引行為者)及び金融商品取引法第29条の2第1項第7号に掲げる高速取引行為を行う金融商品取引業者をいう。上記の高速取引行為者等の取引・注文は、高速取引行為者等の高速取引行為を集計したもの。

(注2)カッコ内の数値は、時刻別の引け条件付き注文が日中全体に占める注文件数の割合

(出所)東京証券取引所のデータをもとに、金融庁が作成。


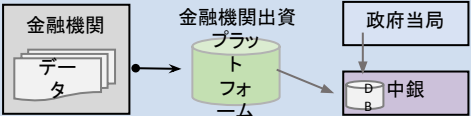

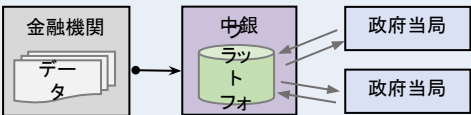

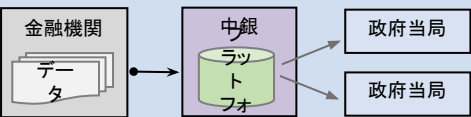

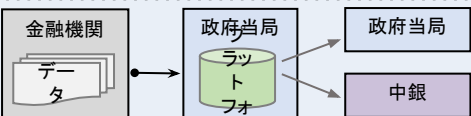

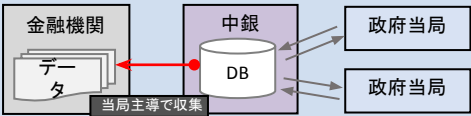
5. データ戦略①: 諸外国の状況

- 令和3年度に実施した海外調査において、以下の3点が進んでいることが明らかになった。

1 複数当局間で提出先を一元化する**データプラットフォームの構築**

2 データ定義・フォーマットの**標準化・共通化**

3 貸出分野を中心とした**粒度の高いデータの収集**

国	1 データの流れ	概要	2 標準化・共通化等	3 高粒度化
オーストリア 		金融機関は、共同出資により創設したプラットフォーム (AuRep) にデータを提出 AuRepが中銀等への規制報告を実施	官民でAuRepのデータモデル (Basic Cube) を設計	○ AuRepに取引明細データを提出
イタリア 		中銀が単一のデータプラットフォームを整備	当局報告用の単一データディクショナリ (PUMA) を整備	○
カナダ 		3当局が、単一のデータプラットフォームを共同で設立・利用 (中銀がプラットフォームを運営)	収集データの定義は3当局それぞれが実施 (ただし、重複回避のため当局間で連携)	○
オーストラリア 		政府当局 (APRA) がデータプラットフォームを整備 (新システムは2021年9月より稼働)	APRAにデータ収集の権限を集中 (加えて、重複回避のため当局間で連携)	○
ルワンダ 		金融機関は、当局からの指示に応じ、自社の取引データベースのデータを当局から指定されたデータ形式に自動的に変換し、提出 (pull型)	当局からデータディクショナリ等を提供し、金融機関のデータ報告システムを標準化	○ 口座、貸出先単位でデータ徴求

※特徴的な取組みを進めている国を掲載

(出所)「有限責任 あずさ監査法人」調査等より金融庁作成

6. データ戦略②: 共同データプラットフォームの方向性

- こうした海外動向も踏まえ、本年度においては、法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、**新たなデータ収集・管理の枠組み(いわゆる共同データプラットフォーム)に関する実証実験**を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討する方針。
- 共同DPIにより高粒度のデータを定期的に金融機関から収集することを通じ、
 - ① 既存の収集計表(集計データ)を代替し、**金融機関の負担軽減**を図るとともに、
 - ② 貸出動向や企業動向について、よりきめ細かい分析を行うことを通じて、**金融機関の健全性のモニタリングや金融機関による企業支援に係る対話の充実**を図る。

【実証実験のイメージ】

